

往診診療専門(開設者:法人)の記入例

第4号様式

届出日を記入⇒変更後 10 日
以内に届出 (事前受付不可)

開設者は往診診療者等に該当

診療施設届出事項変更届

〇〇年 4月 2日

東京都知 届出ている住所を記入 (市町村合併、町名地番整理等に伴う住居表示変更の場合は変更後の住所)

開設者 住所 **東京都新宿区〇〇一丁目1番2号**

氏名 **株式会社〇〇**

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及びその名称)

獣医師免許の登録 (有 無 「無」を選択)

電話番号 **00-0000-0000**

ファクシミリ番号 **00-0000-0000**

変更する場合は変更後の開設者名を、変更がない場合は届出ている名称を記入
⇒開設者の変更は旧施設の廃止、新規開設

診療施設届出事項を変更したので、獣医療法第3条の規定に

・変更する場合は変更後の名称を、変更しない場合は届出ている名称を記入
・名称がない場合は空欄

変更 する 診療 施設	ふりがな	がな	まるまるどうぶつびょういん 〇〇動物病院
	ふ	り	が
	開	設	場
	所	郵便番号	
			※施設の移転は旧施設の廃止と新規開設の届出
電話番号 00-0000-0000		ファクシミリ番号 00-0000	
変更年月日		〇〇年 4月 1日	
該当する番号に○をつけ、以下の添付書類を提出 変更日 (届出日ではない)			
変 更 事 項	① 開設者の住所及び氏名 2 診療施設の名称 3 住居表示の変更		
	4 診療施設の構造設備 ⑤ 管理者の氏名及び住所		
	⑥ 診療の業務を行う獣医師名 7 診療の業務の種類		
	⑧ 法人の定款		
	9 放射線診療装置関係 (エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)		
(変更前)			
1、8 株式会社〇〇		5、6 新宿 花子 東京都新宿区〇〇一丁目1番3号	
(変更後)			
1、8 株式会社△△		5、6 東京 花子 東京都新宿区 △ △ 一丁目1番2号	

注意事項

書ききれない場合は「別紙のとおり」として、別紙を添付する

- 1 この届出は、診療施設の開設届出事項に変更が生じた後 10 日以内に行うこと。
- 2 変更事項は、1 から 9 までの中から選んで○を付けること。なお変更事項が 4 の場合は診療施設の平面図の写しを、5 又は 6 の場合は獣医師免許証の写しを添付すること。
- 3 放射線診療装置関係の変更事項は、次のものを指す。
 - (1) 放射線診療装置等の新規導入・更新・廃止
 - (2) 放射線診療装置使用室の構造設備の変更
 - (3) 予防措置の変更
 - (4) 放射線診療に従事する獣医師、放射線取扱主任者及び放射線管理責任者の変更
- 4 放射線診療装置関係の変更の場合は、別記第2号様式から第2号様式の6まで及び第5号様式の中から該当するものを選び添付すること。

○変更届ではなく、旧施設の廃止届と新規の開設届が必要な事例

- ・開設者が法人から個人に変わったとき
- ・施設の譲渡を受けた時、法人が変わったとき（法人の分割、有限会社から株式会社等）
- ・施設（開設者住所）の移転（雑居ビルのフロア変更等含む）
- ・往診診療専門から施設診療に変更したとき

○変更事項の記載例と記入上の注意

変更事項	変更事項記載例	添付書類
診療施設住所の 住居表示 (市町村合併、 町名地番整理等に 伴う変更のみ)	変更事項の3に○をつける。定款も変更となった場合は8にも○をつける。 (移転は旧施設の廃止と、新規開設の届出)。 (変更前) 3 <small>とうきょうとしんじゅくくまるとしんじゅく</small> 東京都新宿区〇〇一丁目1番2号 (変更後) 3 <small>とうきょうとしんじゅくくまるとしんじゅく</small> 東京都新宿区 △ △ 一丁目1番2号	定款が変更になった 場合は定款
開設者の名称 (代表者名の変更 は届出不要)	変更事項の1に○をつけ、定款も変更になった場合は8にも○をつける。 (変更前) 1、8 株式会社〇〇 (変更後) 1、8 株式会社△△	定款が変更になった 場合は定款
診療獣医師 (新規雇用、退職)	変更事項の6に○をつけ、変更前、変更後の獣医師 <u>全員の氏名</u> を記入する。 (変更前) 6 <small>とうきょう たろう</small> 東京 太郎 (変更後) 6 <small>とうきょう たろう しんじゅく はなこ</small> 東京 太郎、新宿 花子	新規雇用獣医師の獣 医師免許証の写し (A4に縮小。 <u>裏書が あれば裏書の写しも</u>)
管理者 管理者住所	変更事項の5に○をつける。あわせて「診療獣医師」の変更に該当する 場合、6にも○をつける。(管理者住所の変更のみでも届出は必要) (変更前) 5、6 <small>とうきょう たろう しんじゅくくまるとしんじゅく</small> 東京 太郎 新宿区〇〇一丁目1番3号 (変更後) 5、6 <small>しんじゅく はなこ しんじゅくくまるとしんじゅく</small> 新宿 花子 新宿区 △ △ 一丁目1番2号	管理者変更では獣医 師免許証の写し (A4に縮小。 <u>裏書が あれば裏書の写しも</u>)
管理者氏名 診療獣医師氏名 (婚姻等による変更)	婚姻等により変更になった場合、変更事項の5、6の該当する番号に○ をつける。「管理者」、「診療獣医師」を兼ねている場合はそれぞれ5、6 の該当する番号にも○をつける。 (変更前) 5、6 <small>しんじゅく はなこ</small> 新宿 花子 (変更後) 5、6 <small>とうきょう はなこ</small> 東京 花子	獣医師免許証の写し (A4に縮小。 <u>裏書の 写しも</u>)
「診療車」、「調剤 施設」等の導入	変更事項4に○をつける。	診療車、調剤施設等の 平面図